

○宜野湾市災害見舞金品等給付条例施行規則

昭和49年11月 9 日

規則第19号

(目的)

第1条 宜野湾市災害見舞金品等給付条例(昭和49年宜野湾市条例第3号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給付の額等)

第2条 条例第2条第2項の給付の対象の程度額及び方法等は次のとおりとする。

区分 \ 項目	程度	額	方法
災害見舞金	家屋の全焼、全壊	30,000円	1人世帯
		50,000円	2人以上世帯
	家屋の半焼、半壊	20,000円	1人世帯
		30,000円	2人以上世帯
	床上浸水	10,000円	1人世帯
		20,000円	2人以上世帯
	災害等により負傷した場合	50,000円	負傷者1人につき
死亡弔慰金	災害等により死亡した場合	100,000円	死亡した者1人につき
その他市長が必要と認めたもの			炊出し、その他による食品の支給、その他

(昭61規則24・令6規則9・一部改正)

第3条 条例第2条第1項第1号から第3号までの災害見舞金品等の給付を受けようとする者は、その事実のあつた日から6月以内に災害見舞金品等給付申請書(様式第1号)に事実を証する書類を添え、市長に申請しなければならない。

但し、やむを得ない事由により 6 月以内に申請することができなかつた者は特に市長が認めた者についてはこの限りでない。

2 前項の申請がなくとも特に市長が必要と認めた場合は職権で給付することができる。

(令 6 規則 9 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年11月11日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市災害見舞金品等給付条例施行規則の規定は、昭和61年 9 月12日から適用する。

附 則(平成22年 5 月28日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月26日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

宜野湾市長殿

年 月 日

宜野湾市災害見舞金品等給付申請書

下記のとおり災害見舞金品等を給付して下さるよう書類を添えて申請します。

記

申請人	氏 名	印	生年月日	
	住 所			
	本 籍			
	電 話 番 号			

区分	氏 名	続柄	年令	性別	職 業	生年月日	備 考
家族構成							

- 1 発生年月日
- 2 被害の原因
- 3 被害の程度
- 4 り 災者の救助措置状況

受 取 年 月 日	受取人氏名 印	住 所	備 考
-----------	------------	-----	-----

受取金額 円正に受取ました。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(平22規則14・令 6 規則 9 ・一部改正)